

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

標記の評価書(案)について、平成15年1月27日(月)から2月10日(月)まで(15日間)意見募集を行った結果、別紙のとおり27名の方々から85件のご意見を頂いた。その概要は以下のとおり。

1. ダム事業に関するプログラム評価(全般)及び第1章(ダム事業に関するプログラム評価の枠組みと流れ)についてのご意見[3名8件]
2. 第2章(ダムの役割と効果)についてのご意見[11名13件]
 - ・治水上の役割と効果[5名5件]
 - ・利水上の役割と効果[2名2件]
3. 第3章(ダム事業が及ぼす影響と対応)についてのご意見[10名15件]
 - ・地域社会への影響[2名2件]
 - ・自然環境への影響[4名5件]
 - ・水環境への影響[3名5件]
 - ・堆砂の影響[4名5件]
4. 第4章(ダム事業の実施上の課題)[6名8件]
 - ・ダム事業の長期化・コストの増大[3名3件]
 - ・アカウンタビリティ(説明責任)の向上[3名4件]
5. ダム事業を巡る論点(森林の治水効果、利水効果について)に関するご意見[6名6件]
6. ダム事業を巡る論点(ダム事業を巡る世界の動向)に関するご意見[2名3件]
7. 個別のダム事業についてのご意見[12名18件]

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所				意見内容
1	2	2.3	-	-	8頁中のダムの予備放流に関する記述の中で26行目に(現在の予測技術では極めて困難である。)といった表現があるが、現在のダム管理においては、過去に接近した台風等による洪水の蓄積データを利用し、予測指標としている。また、ダム地点までの洪水到達時間内では、実績降雨に対する流出予測のため、より精度は高まる。従って、降雨予測については、長時間後の予測ほど精度は落ちるが、毎正時、予測を見直し、予測精度の向上に努めている。従って(極めて困難)と言うよりも、(長時間後の予測ほど精度は落ちる)等の表現に改められては、如何でしょうか。
2	1	-	-	-	そもそも「ダム事業」全体を一括して評価する意味が無いと思われる。現在、議論されているのは特に、計画中あるいは建設中のダムの必要性であるから、アカウンタビリティというのであれば、むしろ個別具体的なダム事業の見直しを重視し、第3者評価委員会の委員選定の手続的透明性の確保、同委員会の公開の問題、検討課題の選定や審査基準の設定における透明性の確保などを充実させる議論をすべきと思われ、ダム事業を総体とする評価はそれら個別事業の科学的な検討の積み上げとして為されるべきと考える。その意味で第4章、第5章は抽象的一般的にすぎ、具体的方策となっていない。
	1	-	-	-	評価内容においても、世界ダム委員会の、ダムの功罪を真摯に検討した結論と比べ、依然としてダム建設推進の結論ありきの「作文」に留まっている。アカウンタビリティを言うのであれば、第3者によって再検証可能な基礎資料に基づく科学的な内容でなければならぬはずで、本評価書の第2章、第3章について言えば、過去(高度成長期頃まで)においてダムが果たした歴史的役割と現在これから建設する必要性、及び、各事業地域ごとに異なる事情、の時間的空間的違いをあえて混同して議論しており、結果として、良いところ取りになっているのは著しく説得力に欠ける。
	2	2.2	(3)	-	特に、7頁「(3)ダムによる洪水被害の軽減効果」として金額換算を示すのであれば、その積算根拠、基礎資料を提示して第3者により検証可能な示し方をしなければアカウンタビリティを果たしたことをにはならないものとする。さらに言えば、この点について金額換算して費用便益分析的な手法を使うのであれば、ダム事業の功罪全体について費用便益分析を示すべきである。費用便益分析の手法であれば、本来、第2章の「役割と効果」が「ダム建設による役割と効果」についてであるなら、第3章の、地域社会の破壊、河川環境への悪影響、水質悪化、堆砂、などは、「ダムを建設による悪影響と弊害」としてそのマイナス評価そのものが評価されるべきであるのに、記載されているのはこれらに対する対策に対する評価であって、費用便益分析となっていない。
	1	-	-	-	貴省貴課におかれては、世界ダム委員会の手法に学ぶとともにその結論を真摯に受け止め、また淀川流域委員会で作られたような貴省自身における先進的取り組みを積極的に評価され、個別具体的なダム事業の真摯な再検討についてその手法をさらに研究されるとともに真摯に取り組まれない。
3	-	-	-	-	治水対策として、ダム完成以後の出水時の洪水調整により、下流域での氾濫被害がなくなり、河川災害が激減した。利水対策としてダムの完成により、夏場の渇水期に下流域の農業用水への安定した水供給ができるようになり、農作物等の干ばつ被害が激減した。ダム周辺整備により、ハーブ公園、遊歩道等の整備によりダム湖を含めた観光レクリエーションの場として町内外多くの方々に利用され喜ばれています。
4	2	2.7	(1)	-	品木ダム(群馬)、玉川ダム(秋田)のように、酸性水対策を講じたことにより水利用が可能になり、産業の発展や水環境の改善が格段に進んだことを記載すべき。 (理由) 流水の正常な機能の維持を水量確保の観点のみで論ずることは適切でないとするため。
	参考	-	(1) (2)	-	ダムの効果及び必要性を正確に説明するためにも、広く誤解されている「緑のダム」と「米国ではダムの建設が終わった。」については、参考という形ではなく、本文の中で記載すべき。 (理由) 国土交通省としてダムに対する基本的考えを説明するため、誤解と認識している事項については、本文の中で記載する方がわかりやすいため。
5	2	2.5	(1)	-	四捨五入の関係と思うが合計で166にならない。
	3	3.3	(1)	-	アスタリスク40での説明によれば、清水バイパスは、濁水対策のための設備との説明がある。本文では、清水バイパスを富栄養化対策にも使うとの記述であり、一般に人からは理解されにくい表現となっている。統一、整理が必要である。
	3	3.3	(2)	-	表現として(産業)漁業や農業への影響を前面にだすのか、生態系への影響を重視するのか記述の統一が必要である。(例えば、)下流の河川に棲む魚類等への水生生物の生息・生育への影響や漁業や農業への影響等が発生する場合がある。

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所			意見内容	
	3	3.4	-	-	堆砂という表現は、表題としては、少し狭義な意味しか持っていないように思われる。(例えば)「送流土砂遮断の影響」などとしたほうが良いのではないかな?
6	2	2.2	-	-	当町内にある三国川ダムは昭和44年の洪水氾濫被害を契機に建設されたダムであり必要にせまられて作ったダムである。森林は当時の状況と変わっていき、流域が森林で覆われていても昭和44年洪水のように洪水は発生する。平成10年の洪水では、魚野川の城巻橋が危なかったが、三国川ダムで洪水カットを行ったので倒壊を免れた。
	2	2.5	-	-	農業用水は、ダムがない時は渇水時に水がなくて困ったが、ダムによって河川流量が平滑化され、頭首工等の土地改良事業が進められたこともあり、安定して取水できるようになった。
	2	2.5	-	-	上水は当町内では地下水に依存していたが、冬期の融雪用水としても地下水を利用したため、全国でも有数の地盤沈下が発生しており大変な問題を抱えていた。ダムからの上水供給により、地下水から河川水に切り替えた。このことと融雪用水の節水の各種施策により最近では地盤沈下量も緩慢になった。
	3	3.3	-	-	発電取水による減水区間については、ダムの弾力的管理による放流により、清流が回復されてきている。
	2	-	-	-	ダムは総じていろいろな効果があり、必要な施設である。
7	-	-	-	-	ダムは梅雨期や台風期における洪水被害の軽減を図り、特に洪水から人命と財産を守る、ありがたさは図り知れませんが。当町は大町ダムの下流の町で、私も大町ダムの建設中昭和53年～56年の間、町職員として消防主任をしておりますので、水害の恐ろしさや人命の大切さを身をもって体験した一人です。当時は大雨の都度、高瀬川の堤防が破壊されるのを防ぐため、消防団員やOBが出動し蛇かごや聖牛の仕込みに徹夜で行うことが常であり、大変苦労するとともに住民も不安の連続でした。その後大町ダムの完成に伴って災害出動は一度もなく、まさに安住の地となりました。しかし近年は都会などから多くの人々が移住しましたが、これらの経過を知らず、あたかも昔から安住の地であったものと思い、時にはダム不要説が流布され残念です。国ではもっとダムの必要性と効果を積極的にアピールされたいと思います。ダム建設に伴い、町では高瀬川河川敷を活用して、スポーツ公園、アルプス広場(5.4ha)、あづみ野広場(2.8ha)が整備され、住民が一般利用する施設となりましたので、ダム建設に対して感謝しています。
8	2	2.2	(3)	-	ダムによる洪水被害の軽減効果として、ダム下流域における広大な河川敷の有効活用が図られ、金額では換算できない有益性が考えられる。 (理由) 大石ダム下流域荒川河川敷においても、各種スポーツ施設、フラワーパーク、水辺プラザなどが設けられ、昔では考えられない暴れ川のイメージから一転し冠水もほとんど無く地域住民へのうるおいの場が提供されている。
	2	2.3	-	-	降雨予測による、ダムの洪水調節は「現在の技術では極めて困難である。」とあるが、「可能になりつつある」で良いのではないかな。また、そのように向上させて欲しい。 (理由) 降雨予測のむずかしさは十分に理解するが、気象衛星や地上、海洋計測点などからの情報により、台風進路予測などもほぼ可能となっており、最先端の科学技術を駆使し関係機関(電力、気象庁)とも連携を図ることにより降雨予測、洪水調節は可能と考える。ただし、発電を優先させることの無いように。
	3	3.4	(1)	-	ダムにおける地域住民の最大の関心事は、「堆砂による貯水量が減少し、治水、利水機能が無くなってしまおうのでは。」との心配である。「100年間は確保されている」ではなく、貯水量20%または50%減少した場合、治水利水対策にどのように影響があり、またどのような対策を講ずるのかを情報提供すべきである。(推定経過年数も含め) (理由) 昨年、大石ダムまつり(7月27日)に初めて参加し、湖底と上流域見学の機会がありました。河川によって違いはあると思いますが、堆砂の少なさに安心しました。また、崩落箇所の改修なども施されており、土砂の流入防止や環境保全にも考慮していることに納得した次第です。このような状況を出来るだけ多くの住民に見てもらうことと情報提供により、「堆砂によるダム機能喪失」の心配事が軽減されるものと思います。

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所				意見内容
9	3	3.2	-	-	排砂がもたらす河川、海域への影響と長期的視点に立った環境調査の実施 (理由) 黒部川は風化しやすい花崗岩の地質のため、侵食が激しく、年間約100万立方メートル以上の土砂が河川に堆積する。また、豊富な水量を誇り、全国有数の急流である黒部川は、肥沃な土砂を下流に運び、豊かな扇状地を形成した。一方、洪水被害も絶えず、地域住民の安全を守るためにもダムが必要であった。平成13年に完成した宇奈月ダムは、排砂機能を維持するだけでなく、下流に土砂を供給し、海岸線の保全をすることにも期待されている。一方で、排砂において、漁業や農業、そして地下水への影響など環境保全への取り組みの必要性も叫ばれている。特に土砂の排出による水質や魚介類などへの影響、また水生物などの環境への影響も注目されてきている。この様なことから、人間と自然との共有を図る観点から、河川及び海域における長期的視点からの環境調査の実施と監視及び調査結果の公開等、配慮願いたい。
	3	3.4	(4)	-	連携排砂のもたらす効果と漂砂実態を解明する。総合的な土砂管理の早期構築 (理由) 砂浜の侵食は全国各地で進み、黒部川を河口とする下新川海岸も例外ではない。黒部の奥山は激しい侵食の状態が知られているが、電源ダム、治水ダム等の機能から、土砂の排出は抑制されていた状況にあった。平成13年、全国で初めて出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂が実施されたことにより、大量の土砂が河川、そして海岸に供給することとなった。これにより、治水上の安全はもとより海岸の防災対策にも大きな効果と期待が寄せられている。しかしながら、排砂の実施以降、排砂による下流域の環境への過度な影響のみがクローズアップされている。環境対策は当然やるべきことであるが、一方で大量の土砂が排出された資源が、河川にどの程度留まり、また海浜をどれだけ復元し、海へどれだけ流されているのか、排砂がもたらす漂砂の実態が全くつかめられていない。この様なことから、排砂がもたらす効果と漂砂の実態を解明する総合的な土砂管理の早期構築が望まれる。
10	-	-	-	-	昭和42年8月28日、新潟県下越地方を襲った集中豪雨は、平和なわが神林村を一朝にして地獄絵図と化し、尊い17名の人命を奪い、家屋や公共施設を崩壊し、豊作を約束されていた刈り取り寸前の稲に大被害を与えた。このような体験をした当神林村としては、治水対策が正しく行われていれば、当村が受けた甚大な被害はある程度防げるのではないかと考えられます。治水対策にはダムが効果的と思われます。このような評価制度導入に基づき事業化がされることにより、ダム事業が、利水、治水、地域の活性化に貢献するものと期待しております。
11	2	2.7	(3)	-	河川水辺の国勢調査によれば、新たに創出されたダム湖において水鳥や魚類の種類が増加した例もあるとの記載があり、増加を嬉こばしく感じられる文面であるが、種の増減はその地の環境の変化を表すことであるので、思慮すべきことである。 (理由) (特に魚類)種が既存の種数よりも増加するとのことであるが、種が増えるということは新しい生息環境が出現したということである。新しい出現環境とはダムの場合水の流れの変化によって起きる環境に他ならない。新しい種がそこに棲むということはそこに新しく飼環境も出現したからに他ならない。つまり、植物プランクトンが増えとか、湿地が出来て飼が豊富になるとかである。このようなことは一見代嬉こばしいことのように思えるが、その地の既存の水質よりは変化が起きたからこその出来事なのである。よって種の増減に対しての水環境全般の対処と思考が考察されていないのである。注意すべきことであるので提言した。
	3	3.2	(2)	2)	アセスにおいて、その影響が指摘された場合、その影響を回避、低減、あるいは代償するための取り組みが定着しつつある。との記載があるが、具体として実例を示す必要がある。 (理由) 国民は既設のダム、新設のダム計画に対しては現今敏感である。その過敏なものひとつに、立地計画地及び既設置、それぞれの上・下流地の自然環境の変化に憂えているのである。ところが提案書ではこのことについて回避、低減、あるいは代償の措置が定着しつつあると記載しているが、既事実がこの文面のようにであればとても嬉こばしいことであるので、是非直ちにそれらの事実を示し、国民の不安を払拭すべきである。との考えから提言した。
12	1	-	-	-	「ダム事業に関するプログラム評価書(案)」は今なぜ「ダム事業評価」をしなければならないかという歴史的・現代的背景を全く踏まえていない

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所			意見内容	
	1	-	-	-	建設省 - 国交省は、戦後一貫してダム建設に実に熱心に取り組んできた。その結果、日本中で地理的にダム建設が可能な地点にはすべて何らかの段階のダム計画がある(あった)と言っても過言ではない。今後、全く新たなダム計画が浮上する状況はない。ダム建設が進んでから、ダムの持つ様々な社会的、環境的弊害が表に出てきた。個別のダム事業において市民から多くの疑問、批判がなされ、訴訟も多発している。「脱ダム」を基本方針にせよと望む声も大きい。そして国交省近畿地整が設置した淀川水系流域委員会の提言において「ダムは...原則として建設しない」とされるようになった。しかし、第1章は、そうした現実の状況から浮き上がったところで「プログラム評価」云々を述べている。
	1	-	-	-	これから全く新たに進めるダム事業は想定しにくいものである以上、「ダム事業に関するプログラム評価書(案)」は、現存するダム計画の再評価プログラムでなくてはならない。建設省 - 国交省は、1995年の「ダム等審議委員会」設置以来、何通りもの「見直し」「再評価」をやってきたが未だまともな再評価システムを作れていない。その原因と責任を明らかにする姿勢なくして何度「プログラム評価書」「事業評価書」を書き直しても、中身の薄っぺらな作文にすぎない。
	-	-	-	-	1995年に「中止を含めた見直し」を掲げて「ダム等審議委員会」を設置するには、様々な抵抗を押しつけなければならなかったであろうことは想像に難くない。しかしそうして設置した審議委は、期待された役割を果たしたであろうか。徳山ダム建設事業審議委は、公聴会、専門委員会等のフルメニューをこなしたが、まともな審議は一切されなかった(事務局 - 建設省・水公団の一方的「ご説明」がほとんど)。大垣市会議長の「杖を突いても水が出ると言われる大垣で新しい水源が要とは思えない」という正直な発言は他の委員から浴びた視線 - 睨みで封じられた。名古屋市の「水利権半分返上」表明も名古屋市以外の委員からの「名古屋市は許せない」の大合唱があっただけで、「昔のままの水需要予測を見直さなくて良いのだろうか」という当たり前の議論はなされなかった。強いと言われる中央官僚権力 - 霞ヶ関権力は、「とにかく少しでも多くの土建公共事業を地元へ」という「政治」に乗っかることで成り立つものに過ぎないことが明らかになった。
	-	-	-	-	では、そうした低次元の「政治」(有権者に支持されているわけでもない。低投票率がそれを表している)を超えて、まともな再評価システムを作る条件は何か。まず、国交省自身が、問題を真正面から見据え、誤りを誤りと認めることである。大きな間違いを犯してきたのは、何も建設省 - 国交省だけではない。(大蔵省 - 財務省などもっと酷い。民間も大間違いをしてきた) 誤りを認めることは恥ではない。「これまでの計画は正しかった」とする「ご説明」では何も変えられない。
	1	-	-	-	今、ダム事業に関して何らかの「評価システム」を考えるとしたら、存在しているダム計画をできる限り廃棄していくこと、いったん全ての(工事中も含めどんな段階にあるにせよ)ダム事業を完全に白紙に戻すことを前提とするべきである。その上で、これまでのダム事業の問題点 - 負の部分の具体的なかつ率直に明らかにすることから始めなくてはならない。誤りを認めることなしに正しい評価システムは生まれない。
	2	-	-	-	「第2章 ダムの役割と効果」は30年前であれば、結構多くの人々に支持されたのかもしれない。しかし、今これを読んでなるほどと思う人はほとんどいないであろう。かつて「役割」と言われ「効果」と言われたことは、実際にどれほどまで達成されたのか。ダム建設に伴って失われたものに見合うだけの効果はあったのか。ダム事業が長期化する中で社会状況が大きく変化した。その変化において以前はあるとされた「役割」や「効果」が失われたことも多かったのではないかと。率直な検証が必要である。
	2	-	-	-	例えば、利水においては水資源の過剰開発問題を総務省から指摘されているが、その問題意識は全く欠如している。木曾川水系水資源基本計画でいえば、旧フルプランの目標年 = 1985年において過剰開発は明らかであった。しかしその見直し作業は遅れに遅れた。90年代初めの改定作業中の経緯を記した文書によれば、徳山ダムにおいて具体的水需要が発生しそうなことを当時の厚生省(水道水)・通産省(工業用水)共に指摘し、水産庁などははっきりと「無駄だ」と言っていた。にもかかわらず1993年になって「計画中の全てのダムを建設する」とした現フルプランとなってしまった。「まずダム建設ありき」で、ダムの「役割」や「効果」を真摯に検討しようとしなかったのだ。そうした過去の経緯に向き合う姿勢のない「第2章 ダムの役割と効果」は全く説得力を持たない。

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所			意見内容	
	3	-	-	-	第3章は「ダムの持つ問題点に言及している」という言い訳のためのものとしても全く不十分である。ここでの言及されている問題点は、ずっと以前から市民に指摘されてきたことの一部を一般論として述べたにすぎない。60年代、70年代を通じて次々と作られたダムが引き起こした具体的かつ深刻な問題を直視することを徹底的に避けている。例えば黒4ダム建設は、当時は多くの人々に大歓迎されたと言える。しかしダム建設によって黒部川がダムになり、富山湾の生態系が壊れた。「ダムができてからキトキトの魚がいなくなった」と嘆く老漁師の声に耳を傾けて、ダムの持つ広範な影響について客観的・科学的に検証するという作業はなされて来なかった。国交省自身がダムの持つ負の役割に真摯に向き合い、答える姿勢がない限り、「ダム事業評価」を提案しても意味はない。
	3	3.2	(2)	2)	P17で「法アクセス等の対象外となるダムについても、法アクセス等に準じた検討を行っている例も多い」とした上で、P18で徳山ダム予定地のクマタカに言及している。あたかも徳山ダム事業において「法アクセスに準じた」策を講じているかのように見える。しかし、徳山ダム事業においては、1999年、事業者である水公団自らが解析を依頼した自然保護協会から「今回の徳山ダムにおける猛禽類調査は、地域の生息状況を把握したいいわゆる『スクリーニング調査』ができた段階であるのが現状と考えられ、解析に必要な十分な調査がなされたとはいえない状況にある。一度全ての計画及びそのスケジュールを見直し、自然保護と開発活動に関わる自然環境調査のあり方を論議すると共に、猛禽類の地域個体群としての環境保全に必要な措置とその根拠とは何かを再検討すべきといえる。」(公開資料添付文書)と言われている。しかし水公団は「スケジュールを見直すことはできない」として工事を強行してきた。工事スケジュールに影響しない範囲でのみクマタカに配慮するなどというのは、自然環境保全の取り組みでもなんでもない。ただのアリバイづくりである。
	4	-	-	-	今後新しいダム事業を「進める」ことはほぼあり得ない以上、この表題からして不適切である。全てのダム計画を白紙に戻し、「ダムは...原則として建設しない」ことを明確にすることが出発点でなければならない。「非常に例外的にダムを作ることも選択肢の一つとなった」ときにはじめて「ダム事業に関するプログラム評価」が問題になり「ダム授業を進める」云々が問題になりうるのだ。
	4	4.2	-	-	「ダム事業の長期化」とは実はダムの必要性が無くなった(目的を失った)ことの反射的な謂いにすぎない。目的を喪失し、他の事業を押しつけて優先するだけの大義名分を失いながら、なおダム建設計画を撤回することなく工事を続けるせいでやたらにコストが増大するのである。
	4	4.3	-	-	アカウンタビリティを云々するなら、これまでのダム建設で、情報を隠し続けながら事業を遂行してきた事実をはっきり認めなくてはならない。例えば、徳山ダムの利水において、国交省は「利水予定者が要ると言っている」と強調する。その利水予定者の一つである岐阜県は「徳山ダムで開発される上水道水源が必要である根拠」として自ら挙げた「平成6年 岐阜県長期水需給計画」のバックデータを「公開することにより、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報」だとして住民からの公開請求を拒否している。すでに長年徳山ダム事業の「根拠」として使われている計画のバックデータを住民に公開すると「事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」というのはどういうことか?「岐阜県の問題であって国交省の問題ではありません」と逃げるわけには行かない。こうしたことは常に情報を秘匿し、責任の所在を「ずらす」ことで一般市民の疑問に答えることを避けてきた長年のダム事業のあり方総体の一つの表れである。アカウンタビリティなどという言葉を弄ぶ以前の問題である。
	参考	-	(1)	2)	森林の治水効果について 「森林の存在を前提として、治水、利水計画は策定されている」という「説明」は何度も聞いたが、その具体的な内容は一度も説明してもらったことがない。 1960年代(あるいは70年代初め)、多くのダム計画が作られた。このとき用いられたデータは、森林が戦後広範囲に皆伐された状況で収集されたものであり、良きにつけ悪きにつけ、その後数十年の間に森林(及び流域の農耕地等)の様相は大きく変化してきた。それでも「森林の存在を前提として、治水、利水計画は策定されている」と言うなら、よほど大ざっぱでいい加減なものなのだろうと考えざるをえない。 1960年代と違って、一般人でもコンピューターが使える時代である。どういう「前提」なのか、どういう数値を用いたのか、科学的なデータを開示して、検証可能な形で説明するべきである。
	参考	-	(2)	2)	WCDの「功罪両面」に言及しているが、両者を並列的に並べることでWCD報告書の真の意義を薄めてしまおうという意図を感じる。WCD報告は並べたうちの後の方「...移転を強いられた住民、下流の地域社会、納税者、自然環境に負わされた負担は法外かつ不必要なものであった」に力点が置かれている。真の社会的環境的コストを考慮すれば、ダムは得るものに比べて失うものが大きすぎるという問題意識である。このことは、開発途上国だけでなく、日本の過去・現在のダム事業にそのまま当てはまる。

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所			意見内容
	2	2.1	(3)	- 「ダムの役割と効果」の中で「約5千人に及ぶ甚大な被害が発生している」と伊勢湾台風被害に言及している。伊勢湾台風を知らない人には、ダムがあればこの約5千人の人的被害を免れたようにも読めるような表現である。川辺川ダム問題で、扇大臣が「球磨川水系で死亡した数十名」云々と言って、市民から強い批判を浴びたのと同様のやり口である。とはいえ、多分この文書の筆者はダム建設正当化のために数字を誤魔化そうという意図はなかったであろう。この手のやり口が無意識に出てしまうような体質を改めてほしい。
	-	-	-	- カタカナ用語が多すぎる。目次を見ただけでも5文字以上の長たらしいカタカナ用語が多用されている。本当に一般市民に対して「アカウントビリティ」を果たす姿勢があるなら、こういうことになるはずがない。
	-	-	-	- ホームページで(それもPDFファイルという形で)意見募集をしたことによって、この意見募集に参加しなかった人々の声が切り捨てられるようでは困る。私(53歳)の世代以上の人間にとって、インターネットは遠い存在である。「ダムによって実際に酷い目にあって来た人の声」は、この形では反映されない。
	-	-	-	- 1995年の審議委設置以来、国交省は何度も何度も「事業評価」「再評価」を焼き直してきた。そして得た「成果」は、「地元の反対が強い - 与党に繋がる地元有力者にも反対があって政治的に強行できない」「無駄であることが明らかすぎて地元自治体が難色を示している」「まだ手がついていない」という条件が揃っている(つまり、どう考えても作れるはずがない)ダム事業のうちのほんの一部のリストラだけである。いくつも出された「事業評価」「再評価」の中でもこの「ダム事業に関するプログラム評価書(案)」は出来が悪い。95年 - 96年、ダム事業等審議委設置 - 新河川法の国会上程のときは、少なくとも担当者の「変革」への意気込みが感じられた(過ちを過ちと認めないという決定的な過ちを犯したが)。この「評価書(案)」は、担当者自身が「結局は何の意味もない単なる作文」と考えている投げやりな姿勢が感じられる。今さら「ダム事業を進める」云々などという前提で「評価書(案)」なるものを書けば、必然的にそうなるか...
13	-	-	-	- 当町は、福島県会津盆地の西部に位置し、人口約2万人を要する会津地方西部の交通の要衝となっている町です。昨年度より、阿賀川・国道49号を軸として「はな咲くばんげ いにしえ街道 ~人・まち・夢をつなぎます~」を基本目標とした第四次振興計画を策定し、住民と行政の協働による町づくりを進めているところであります。 当地域は、古くは1536年の白鬚水の伝説で著名な大洪水を始めとして、幾多の洪水により計り知れない大きな損害を受け、以来、水害との戦いの歴史をあわせ持っています。 わが町の長井地区から津尻地区わたる阿賀川下流の一連の狭窄部は洪水の流下を阻害する大きな要因となっており、出水のたびに浸水、冠水の被害が出ております。特に去年の7月の台風6号、10月の台風21号では、阿賀川下流地点で観測以来最大の大きな出水がありました。幸いなことに破堤といった大災害には至りませんでした。支流の旧宮川においては、本流合流点からのバックウォーター現象により、堤防の越流が発生するなどここ何十年来の内水被害を始めとした水害が発生しました。 国土交通省阿賀川工事事務所に、「大川ダムの洪水調節と阿賀川下流狭窄部拡幅による効果で1m以上の水位低下があった」との話しを聞きました。 もし、大川ダム等がなかったら、現在の堤防と同じ高さの水位であったと予測されており、大川ダムなどの治水事業は大きな水害被害軽減の効果があったと考えております。 また、今回の洪水では、我が町水防団が午前0時から河川巡回にあたり、漏水箇所においては月の輪工による防御、堤防よりの越水箇所においては土嚢積みなど、360名の団員が12時間以上にわたって自分の身を危険にさらしながら水防活動を実施するなどその負担は一町民としての負担限度を越えるものでありましたが、治水事業の効果により河川の水位の動向予想が比較的容易になるなど水防活動の負担軽減があったのも事実であり、大変感謝申し上げますところであります。

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所		意見内容	
14	参考	- (1) 2)		<p>森林がダムの有する機能を代替し得るという誤解を、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて治水・利水安全度が確保されるという正確な認識に改めていくことについて、より積極的かつ厳しい評価が必要と考えます。</p> <p>(理由) 近年のバブル期において、急激に増大したリゾート施設等の開発行為や原料採取等の経済活動による森林や熱帯雨林の伐採が大きな要因となって、洪水の被害が発生することが多々あり、マスコミ等で大きく報道されてきたため、森林がダム機能を代替するという誤った認識が広まっていると考えます。</p> <p>このことは、ダム事業の実施において問題が生じる根源的要因のひとつとなっており、森林と治水・利水の関係が国民にとって直接的かつ身近な問題となっていることを示しています。</p> <p>こうしたことから、真に地域の活性化につながるダム事業の推進にあたっては、正確な認識に改めるアカウンタビリティの必要性はたいへん大きく、最も優先されるべきものと考えますので、より積極的かつ厳しい評価を要望するものです。</p>
	-	- - -		<p>しかし、阿賀川の治水事業は終わったわけではなく、今回の台風においても、浸水被害を被り、町民の不安は一層大きなものとなっております。</p> <p>特に我が町は会津全体の河川が集中し水の集積場であることから、引き続き河川改修を早期に促進することや大川ダムの弾力的運用などにより、治水安全度を高め、内水被害を始めとした予想される水害に対応していかなければなりません。</p> <p>地域がいきいきと発展し、沿川住民が安心して暮らしていくためには、国の一元的な管理のもとに残された阿賀川下流狭窄部の開削拡幅、更にはその支流のバックウォーター対策などの治水事業の展開はもとより、河川利用・水環境保全等の多様な治水手法の組み合わせによる治水事業の促進が重要であります。早期の着手完成を強く要望するものであります。</p> <p>(理由) 平成14年出水を踏まえ、国の一元的な管理のもとに多様な治水事業の推進を要望</p>
15	1	- - -		<p>全体的には良く出来ており問題なし。</p> <p>中でも第2章2.1(5)についても異論なし。水防活動と一緒に治水対策に効果を発揮し民生の安定に寄与している。</p> <p>(理由) 治水を始めダム周辺の環境整備、利水、渇水対策等について詳細に説明されている。</p>
16	参考	- (1) 1)		<p>森林整備とダムなどの治水事業とは車の両輪であり、森林がダムの機能を有することの意味とダムの代替としての機能に求められるものについて、よりわかりやすく解説していくことが必要と思う。</p> <p>(理由) 国土の7割を占める森林は、「緑のダム」「隠れた浄水器」「生きた蛇籠」「朽ちぬ杭」などとも称されており、水土保持にかけがえのない機能を有しているのは承知の事実でもある。しかし、山村の過疎化、高齢化等に伴い、森林従事者が減少していることや外材主導による価格の低迷等で、森林の適正な管理水準が確保されていないのが現状である。</p> <p>日本列島の地勢は険しく複雑で、地質は脆く、季節的に集中して降る雨は山を削り、谷を刻み、急流の河川となって海に注ぎ込まれる。このため、時として、未曾有の自然災害が発生し、命と財産を瞬時に奪ってしまう。東京23区よりも広く、その95%が山林で、そのほとんどが国有林である我が町でも、1967年の夏、一夜にして町の全域が「泥の海」と化した。これらの経験から言えることは、健全な森林が維持できる条件の整備、すなわち、水源地域の活性化対策とともに、安全で安心な暮らしの舞台をつくるための国土(町土)保全対策は欠くことのできない施策だ。</p> <p>古くから「飲水思源」の教えがあった。いま、このことを忘れていないのだろうか。</p>
17	4	4.3 - -		<p>ダム事業に関わる地域の方々への説明は勿論ですが、国民が理解できるように「わかりやすさ」をよく考えて進めていただけることを期待しています。</p> <p>専門家には当たり前のことでも、一般の人には全くなじみの無いことは多いと思います。「わかりやすさ」の基準として、どの程度までもっていきけるのかは、多様な立場や年齢層があり非常に難しいとは思いますが、NHKの子供ニュースのようなものが一般的にわかりやすいと思います。</p>
18	2	2.2 (2) -		<p>6ページ(2)「多様な治水手段の組合せによる治水対策」として6つの手法を挙げているが、湛水した水を排水ポンプ等により排水する方法は考えられないだろうか？</p> <p>平野地域に多量の降雨があった場合に、河川の流量に限りがあるため河川が湛水し、洪水となるケースが考えられ、実際本村で毎年発生している。</p> <p>これを防ぐために、排水対策が必要と考える。</p>

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所		意見内容		
19	3	3.2	(2)	2)	<p>(原案) ～具体的には、事前に捕獲調査、保護池での飼育調査、産卵、ふ化等の生態の観察等を実施した上で、保護池への移動と保全に努めている。</p> <p>(修正案) ～具体的には、事前に捕獲調査、保護池での保護観察、産卵、ふ化等の生態の観察等を実施し適した生息環境を把握した上で、水没区域外への移動と保全に努めている。</p> <p>(理由) ・保護池での飼育調査 保護池での保護観察 保護池は、工事中の一時的な個体の保護と水没区域外への個体の移動に向けた種々の試験を主目的にしており、飼育調査とすると保護池で永続的に飼育する意味にもとられるため ・生態の観察等を実施した上で 生態の観察等を実施し適した生息環境を把握した上で 水没区域内の個体は、それ以外の区域(生息環境に適した、もしくは適した生息環境に改善した区域)に移動することが基本的だと考えているため。 ・保護池への移動 水没区域外への移動 水没区域内の個体はそれ以外の区域に移動し、繁殖活動が維持出来るように保全することが、基本的な対策だと考えているため</p>
20	-	-	-	-	<p>・ダムによる洪水調節効果を実感 ・ダムによる利水補給効果で河川環境の改善が図られた ・治水、利水だけでなく観光をはじめとする地域産業及び経済に貢献している ・砂防ダムによる土砂災害の軽減 (理由) ・当地域は北アルプスの山懐に位置し、四季折々の大自然とともに生きる山岳観光地域です。豊かな自然は私たちにあまたの恩恵を与えると同時に、一方で非常に厳しい側面を見せ付けます。大町ダムをはじめとする電源開発以前は、高瀬川が幾度と無く氾濫し特に、昭和44年の8.11災害では葛温泉をはじめとする下流域に未曾有の被害を与えました。ダム完成以降は大雨等でも氾濫も無く安心して暮らせるようになりました。 ・利水では、ダムの計画的な放流により渇水期でも河川に清流を保つとともに農業用水にも利用されている。 ・ダム湖及び高瀬渓谷は観光地としても重要な位置を占め、散策コースも整備され、環境学習や自然体験イベントの開催など様々な分野で地域に貢献している。 ・急峻な地形に建設されたいくつもの砂防ダムにより、土砂災害が少なくなり安全な市民生活が営まれている。</p>
21	-1	-	-	-	<p>関川村は昭和42年(1967)の8/28に、多くの犠牲者を出した羽越大水害という未曾有の災害に遭っており、水害の恐ろしさを実感として受け止めています。その後、国や県などにより、治水対策としての河川の拡幅、築堤、大石ダム(建設済)と横川ダム(建設中)などが整備され、水害に対する安全度は各段に高まっています。 しかし、羽越大水害の状況から見て、砂防ダムの整備はまだ完全ではありませんので、引き続き整備を促進すべきものと思います。</p>
	-2	-	-	-	<p>一方で、ダムの多目的活用について、もう少し規制を和らげる必要もあるのではないのでしょうか。例えば、エネルギー確保のために最近水、風、バイオや波動など自然を活用するものが増えていますが、関川村のような山間地では中小砂防ダムを活用した発電なども地域住民にとっては重要で、産業や生活面で大きな役割を果たすものと思います。</p>
	-3	5	-	-	<p>また、中山間地域における農林業の維持は大変厳しい局面にあります。後継者の確保、農産物の価格低下状態の中での止むを得ず老朽化した農業基盤を整備しなければならないなど、村政における極めて重要な課題がたくさんありますが、治水・砂防ダムと農業水利の併用などによってその課題を解決することが可能なことがあり、そういった考え方がこれから大切であります。省庁をまたがる活用には限界があるかもしれませんが、地域住民においては省庁間の問題よりも生活できるかどうかの問題が大切であると考えています。ダムに対する国民の理解は、災害を防止するのに加えて自分たちの生活にどれだけ有効な対策であるかということもその要素になると思います。</p>
22	2	2.2	(1)	-	<p>急流河川である黒部川においては、近年大きな洪水が発生していないので、ダム建設の効果はまだ経験してはいないが、昭和44年8月の豪雨出水による大洪水を契機に、宇奈月ダムが平成13年3月に竣工したことは、永年洪水に悩まされてきた黒部川流域住民にとっては、治水上において効果を発揮するものと大きな期待が持たれている。</p>

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

枝番	対象箇所			意見内容
	2	2.7	(1)	- 発電用ダム完成後、以前に比べてダム下流の川中の石が茶色く変化しているなど河川の自然環境、水環境、景観等が変化してきている兆候が見られる例もあり、築20数年経過のダムにおいても、ダム下流の流水量の再検討が必要である。
	2	2.7	(3)	- 地域活性化のため排砂機能を有するダムにおいても、ダム湖面の利活用についてダム管理者側も積極的に支援し、周辺の環境整備と併せて地域の第二観光資源となるよう進めることが必要である。
	3	3.1	(3)	- 水特法対象以外のダムについても、水源地域の影響緩和や活性化を図るために、水特法対象ダム同様な支援策が必要である。
	4	4.2	(2)	- 事業進捗中並びに竣工後における対応の重要性。 関係住民の理解を得て事業を進められていくうえで用地等において、土地所有者と約束された事項を的確に対応されず、ダムの竣工後になっても処理されていない事例も見受けられる。 事業進捗中においても、それらの事項を的確に処理されないために事業の長期化となる原因もあり、また竣工後においても処理されていないとなれば、事業そのものへの不信感を与える要素ともなりかねないので、その都度的確に対応されることが必要である。
23	参考	-	(2)	- 国民一人あたりのダム貯水量を比較され、私も対外的な説明によく用いています。これは、ダムの回転率を勘案すれば、より正確性を増すこととなるのではないのでしょうか。例えば韓国のダムの場合、雨期(秋)の降雨を貯留して1年間それで乗り切るので、回転率=1程度と思います。 米国のフーバーダムは、その貯水量が空になることがあるのでしょうか？回転率<1ではないのでしょうか。 関東地方の蘆原ダムは、夏期の300万立方メートルが何回転するのか分からない程です。回転率>1以上だと思います。 このように、各国の気象条件や河川の特徴が異なるのですから、単に、ダム貯水量は器の大きさの比較のみでは、余計な誤解を招く恐れがあると思います。
24	4	4.3	-	- 大雨のときに森林の治水効果は期待できないのは常識で解りそうであるにもかかわらず、長野県知事の脱ダム宣言、民主党の緑のダム構想など、森林整備をすればダムは不要であるような意見がまかり通っている。このことに対する反論は(P27)にも記載されているが、脱ダムに同調する国民も多く、正論が理解されていないのが実態ではないか。 また、気象変動と異常少雨それに伴う異常渇水の頻発については長期的広域的視点で研究する(P30)と記載されているが、研究などは継続して進めて行く必要があるが、一方ではこの現象は事実として多発していることから、今までのわかっている範囲で、現状を広く国民に認識を深めるように一層の努力が必要である。 その他、水問題については国民生活に密接な関係がありながら、専門性ゆえPR不足が否めない部分が多数ある。 水道の蛇口の向こう側がどうなっているのか、殆ど理解されていないのが事実ではないか。 このような問題に対して、通り一遍のアカウントビリティで解決するものではなく、繰り返し繰り返し広報や、小学校教育の活用、さらには、中日新聞 中日サンデー版「学校の教材に役立つ大図解」や、NHK「子供ニュース」、「クローズアップ現代」などのマスコミの活用などにより、広報活動を戦略的に進めるための施策をうたうべきである。
	2	2.6	-	- 「1/10の利水安全度で必要な水量を確保することを設計の基本としているが、1/10の安全度が確保できない水系が少なくない。……年間の総降水量のばらつきが大きく、水資源開発施設が開発水量を安定的に供給できない(p12)こと」が明確になってきており、水資源確保が深刻な社会現象として現れている。 一方では、アメリカや韓国ではダム貯水容量を各々、国民一人当たり、536m ³ 、500m ³ 確保しており、わが国の32m ³ (P33)とはあまりにも開きが大きすぎる。 国民が安心して生活し、また、安心して経済活動を営むには、どんな渇水においても安心できる量の水の確保は日本国として国を維持していく上で、絶対条件と考える。 したがって、イギリスの1/50確率の渇水、カリフォルニアの既往最大渇水に耐える水源確保のように、利水安全度の基本姿勢の転換時期に来ている。 しかしながら、このような姿勢の大転換を従来方式で事業を進めることになれば、当該地域の利水事業者や住民にあまりにも過大な負担を求めることになり、現実的な方策ではない。 したがって、安心、安全に係わる基本的なことは国策で対応すべきものとして、すなわち国家政策として水源整備を進め、流域に居住する住民に対しては、廉価で良質な、水量を安定供給できるような戦略に政策転換を求めるものである。(ただし、ダム建設費用の財源をどこに求めるのが大きな課題であるが)

ダム事業に関するプログラム評価書(案)に対するご意見

	枝番	対象箇所			意見内容	
25	-1	3	3.3	(5)	-	富栄養化・濁水・冷水等の現象は当然考えられうることであり、この評価書では何らかの数値目標が必要である。
	-2	3	3.3	(5)	-	富栄養化では[3-4 堆砂の影響]に含まれる部分であろうが、富栄養化と堆砂の重複効果により腐敗、つまり微生物の醗酵現象による有臭ガスの発生にも言及する必要がある。
		4	4.3	-	-	森林が、降水を「飽和状態になるまで」保有する機能をもっているということを、はっきりと明記する必要がある。森林の樹冠部の蒸発散作用による無降雨時の河川流量の減少は無森林状態でのそれと比較研究しなければ断定的な表現はできない。文献的に証明する必要がある。
		4	4.3	(2)	2)	現在は充分ではない。「これから放流する。危険だ」だけでは不十分である。現況と放流理由をはっきり説明すれば、住民はダム存在の意義が理解できる。放流結果の状況も周知できればいっそう効果的である。
		3	3.1	-	-	ダム建設事業による埋蔵文化財の消失に関する項目ももうけて論及すべきであった。
26	-1	2	-	-	-	プログラム評価書(案)の各項に賛成です。 私は荒川流域に生まれ育った者ですが、特に支流大石川(大石ダム=治水、発電兼用)は昔から洪水に悩まされ、洪水の度に農地を失う中で生活してきた史歴があります。昭和42年8月発生 of 羽越水害を機に完成した大石ダムは、完成後今日まで洪水から人命、財産を守って安定した地域発展に寄与してきた。
	-2	3	3.3	-	-	しかし、同ダム完成後久しく洪水が無い為め住民は水質の汚れをダム不用(無用)的な考えに変わってきている。現在の技術では治水、清流の両立は難題であろうが、今後の浄水策を研究され、ダムによる治水策を望む。ダム治水のモデル河川と思っている。
27		3	3.2	(2)	2)	「工事による騒音、振動を抑制する配慮」とありますが、その具体内容は施工機械、防音壁、発破方法等での配慮を指すものと思われます。これに対して、これらでの配慮以上に有効な方法であり、かつ、実際に各ダムで実施されている「繁殖状況に応じた工事実施工程の調整」を加えてはどうか。
		3	3.2	(2)	2)	「国の天然記念物であるオオサンショウウオ」とありますが、オオサンショウウオは国指定の特別天然記念物であることから、「国の特別天然記念物であるオオサンショウウオ」とする必要がある。
		4	4.2	(2)	3)	「VE」とありますが、一般の方はその内容が判らないと思われるので、脚注で説明を加えてはどうか。

個別ダム